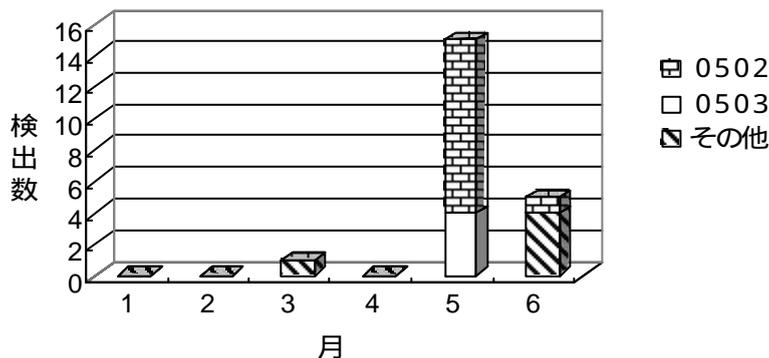


埼玉県の腸管出血性大腸菌検出状況 (2005年6月現在)

腸管出血性大腸菌 (EHEC あるいは志賀毒素産生性大腸菌 :STEC とも呼称される。)による感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法)において、全数把握の3類感染症として医師の届け出が義務づけられています。また、食品が原因と疑われる場合は「食品衛生法」に基づき、各都道府県において調査及び国への報告が行われます。このように腸管出血性大腸菌感染症は、感染症と食中毒の両面から疫学調査等がなされます。

2005年6月現在、埼玉県で分離され衛生研究所で確認された腸管出血性大腸菌は、26株です。血清型及び毒素型ではO157:H7 (VT1&2産生)が20株と最も多く分離されており、次いでO157:H- (VT1&2産生)が3株、O26:H11 (VT1産生)が2株、O157:H7 (VT2産生)が1株でした。分離された26株の分離時期をみると、5月下旬から6月上旬に集積がありました。感染者の喫食内容を調査したところ、加熱調理用の食肉やレバーの生食事例が多く見られたため、県ではホームページ上で注意を呼びかけています(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BB00/seieihomepage/o-157.html>)。特にO157:H7 (VT1&2産生)では20株中16株がこの時期に分離されていました。この16株のパルスフィールド電気泳動 (PFGE) 法による遺伝子解析結果では、0502と0503という2つのタイプに型別されました。0502は16株中12株を占めており、何らかの共通要因があったことが示唆されました。

腸管出血性大腸菌O157:H7検出状況



今後気温が上がリ、腸管系感染症の発生が増える時期になります。感染症が発生した際の原因究明調査等へのご協力をお願いします。

* PFGE パターン番号は、暦年ごとに通し番号を付けパターン分けを行っています。

